



第34回八幡市立幼稚園のつどい(文化センター大ホール、11月19日)

31土	30金	29木	28水	27火	26月	25日	24土	23金	22木	21水	20火	19月	18日	17土	16金	15木	14水	13火	12月	11日	10土	9金	8木	7水	6火	5月	4日	3土	2金	1木
					人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言	人権相談(八幡市子ども会議)市長へ提言

12月のカレンダー(予定)



今月の主な内容

給付金の申請は12月26日まで、表彰	2面	子育て特集(高等職業訓練促進資金貸付制度を開始、子育てすくすく)	9面
年末年始の業務案内・交通規制、消防団の年末特別警戒	3面	情報ひろば(市政・イベント・募集・スポーツ)、あなたも一言	10・11面
証明書のコンビニ交付を始めています、障がいについて知ろう	4面	年金、相談、短信、生活、図書館	12・13面
国民健康保険の高額療養費制度・海外療養費制度	5面	保健医療(健康診査・相談、予防接種ほか)、健康豆知識	14・15面
償却資産の申告、個人住民税の特別徴収	6面	まちの話題(ファミリープレイランド・2016、平成28年度ドッジボール大会、愛の貯金箱、「安全・安心のまちづくり」パレード)	16面
市職員の給与等の状況	7面		
人権特集(ヘイトスピーチについて考える、人権擁護委員に相談を)	8面		

市と市議会では、年賀状などを自粛しています。ご理解をお願いします。

どーも 市長の極口です

日課のウォーキングも日に日に落葉を踏み縮める音が心地好く、時の流れの速さに焦りさえも感じています。

市役所では、毎年この時期、来年度の予算編成作業で慌ただしい日々を過ごしています。

平成27年度の国勢調査人口がピーク時の平成7年度より3千人減少の約7万3千人となり、この状況は今後も拍車がかかっていくと予測されます。これは、

税収はもとより市の財源を縮小させることにつながり、歳出の見直しが必要となってきます。

しかし、地域の活性化や防災拠点となる庁舎の耐震・老朽化対策などの財政需要も多く、施策に優先順位をつけつつ、我慢すべきは我慢をし、公約実現を目指します。

これからも市民の皆様とともに考え、歩みを進めてまいります。ご協力をお願いします。

平成28年度臨時福祉給付金

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

申請は 12月26日(月)まで

9月中旬に、支給対象となる可能性のある人に申請書を送付しました。申請書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒で郵送、または給付金の専用窓口まで持参してください。

申請期限は、12月26日(月)必着です。期限を過ぎると、給付を受けることができなくなります。

申請書を紛失したり、申請書が届いていない人で対象になるのではと思われる場合は、次の支給対象を、確認のうえ、お問い合わせください。

なお、支給は申請より約2カ月後となります。

▽支給対象

1 臨時福祉給付金

平成28年1月1日(基準日)に、八幡市の住民基本台帳に登録され、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、住民税が課税されている人の扶養親族となっている人や生活保護を受給している人は対象外。

2 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している人。

※ただし、7月29日(金)まで受け付けた高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金、支給対象者1人につき3万円)を受給した人は対象外。

▽支給額 支給対象者1人につき1は3千円、2は3万円

- ◆問い合わせ 福祉総務課 専用窓口 市役所1階第1会議室 専用ダイヤル ☎983-1123 (受付、電話とも、土・日・祝日を除く) <午前9時~正午、午後1時~4時>
- ▽給付金制度に関するお問い合わせ ・厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル) ☎0570-037-192(午前9時~午後6時) ・厚生労働省特設ホームページ <http://www.2kyufu.jp/>

文化賞 スポーツ賞

市は11月3日(木・祝)、文化やスポーツの各分野で活躍された人や団体を表彰しました。

表彰式は、文化センターで開催。長年にわたり文化の振興・発展に貢献された5人が功労賞を受賞されました。また、昨年の9月から今年の8月末までの1年間、文化やスポーツの大会等で優秀な成績を取った28人と4団体が、各賞を次のとおり受賞されました。

受賞者は次のとおりです。(敬称略)

【文化賞】

- ▽功労賞 和島満子(舞踊)、白敷千寿子(華道)、関恵子(茶道)、安藤紀美子(書道)、高谷勝(囲碁)
- ▽優秀賞 上田聡子(書籍)、男山中学校(小論文)
- 【スポーツ賞】
- ▽優秀選手賞 竹之内悠(自転車)、榎木亜美(陸上)、阪口竜平(同)、梅景唯(空手道)、松田龍樹(テニス)、右近貴志(同)、谷山拓磨(レスリング)、志賀晃次

文化賞、スポーツ賞受賞の皆さん



郎(同)、武元優樹(同)、本本涼磨(同)、早山光(同)、脇田泰之(同) 優秀団体賞 1981(ソフトボール)、京都八幡高等学校

成人式



日時 1月9日(月・祝)午前10時30分~
場所 文化センター
対象 平成8年4月2日~平成9年4月1日生まれの人

※市外へ転出した人も参加できます。該当者(11月1日現在、本市に住居登録のある人)には12月中旬に案内状を送付します。

◆問い合わせ 社会教育課

叙勲

国や公共に対し功労のあった人を対象とする秋の叙勲で、元市議会議員の赤川征夫さん(橋本尻江)が、旭日小綬章を受章されました。

また、危険業務従事者叙勲で、次の2人に各章が贈られました(敬称略)。

- ▽瑞宝双光章 森光忠勝(美濃山一ノ谷) 元警視正
- ▽瑞宝単光章 池田信一(男山松里) 元大阪府警部補

レスリング部

- ▽ジュニア賞 西村瑞穂(柔道)、宮島瑚乃夏(同)、福田銀次(同)、百々鈴那(同)、上田泰介(同)、金丸葵咲樹(空手道)、澤木月桃(同)、高永瀧士(同)、野村怜菜(同)、九郎明川愛(同)、下山真由(剣道)、河原凌(同)、酒井健伸(水泳)、浜本莉輝(ソフトテニス)、中尾侑貴(同)、男山第二中学校女子卓球部

◆問い合わせ 社会教育課

グリーンカーテン写真コンテスト 受賞作品決まる



やわたみどり大賞の鳥原弘久さんの作品

グリーンカーテン写真コンテストの写真を、広報やわた7月号で募集したところ、26点の応募をいただきました。

応募作品を環境市民ネットが審査・選考した結果、各賞を次のとおり決定し、10月29日(土)の第5回スマート・エコ祭で表彰しました。

なお、優秀作品は12月10日(土)、11日(日)に京都府総合見本市会館(京都パルスプラザ)で行われる「京都環境フェスティバル2016」で展示します。

受賞者は次のとおりです(敬称略)。

- ▽やわたみどり大賞 鳥原弘久(八幡園内)
- ▽みどりキラキラ賞 本城美智子(八幡清水井)
- ▽みどりアイデア賞 武田美智代(男山指月)
- ▽みどりいっぱい賞 神田宣義(男山松里)
- ▽みどりファミリー賞 上木原美砂子(八幡平田)
- ▽みどりたかいで賞 藤野中平(橋本意定)
- ▽みどりのびたで賞 榎本英次(欽明台中央)

各賞の受賞者には、記念品を贈呈しました。その他応募者全員に、みどりがんばつたで賞を授与しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

◆問い合わせ 環境保全課

12月28日(水)午前9時(予定)

車両通行止め解除

府事業による市道科手土井線移設工事のため、下図の区間が、車両通行止めとなっていますが、工事の一部完了に伴い、通行止めが解除されます。

長期間にわたりご協力いただき、ありがとうございました。

◆問い合わせ 府山城北土木事務所 道路計画室 (☎0774-62-1731)、市都市整備課



年末年始の業務案内

市役所の窓口業務は、
12月29日(木)から1月3日(火)まで休みです。

年末は窓口が込み合いますので、届出等は早めにお願います。また年末にかけて各家庭の大掃除などにより、ごみが大量に出されることが予想されます。各地域の年末年始のごみ収集日を「ご確認ください」。

市役所の窓口

市民課などの窓口業務は、12月28日(水)まで。ただし死亡届など戸籍の届け出は、市役所・西入口の警備員室で受け付けします。年始は1月4日(水)から業務を開始します。

ごみ収集

年末年始のごみの収集は次のとおりです。(左の表)▽大型ごみ(予約・持ち込)

燃やすごみ

収集地域	年内最終日	年始開始日
月・木曜日	12月29日(木)	1月5日(木)
火・金曜日	12月30日(金)	1月6日(金)

燃やさないごみ

収集地域	年内最終日	年始開始日
月曜日	12月26日(月)	1月9日(月・祝)
火曜日	12月27日(火)	1月10日(火)
水曜日	12月28日(水)	1月11日(水)
木曜日	12月29日(木)	1月12日(木)
金曜日	12月30日(金)	1月13日(金)

プラスチック製容器包装

収集地域	年内最終日	年始開始日
月曜日	12月19日(月)	1月16日(月)
火曜日	12月20日(火)	1月17日(火)
水曜日	12月21日(水)	1月4日(水)
木曜日	12月22日(木)	1月5日(木)
金曜日	12月23日(金・祝)	1月6日(金)

上下水道の故障・修理
12月29日(木)～1月3日(火)まで、各日とも受付時間は、午前11時30分～午後5時30分。診療時間は正午～診療科目は、内科・小児科、歯科です。場所は市役所北側母子健康センター(☎983・3001)

八幡市 休日応急診療所
年末年始の診療日は、12月31日(土)から1月3日(火)まで、各日とも受付時間は、午前11時30分～午後5時30分。診療時間は正午～診療科目は、内科・小児科、歯科です。場所は市役所北側母子健康センター(☎983・3001)

小児救急医療
田辺中央病院は、年末年始も小児救急当直体制を実施しています(24時間365日)。宇治徳洲会病院は、直接病院に診療時間をお問い合わせください。

し尿の臨時収集(有料)
年末年始の臨時収集の予約は、受付件数に限りがありますので、お早めにご連絡をお願いします。また、し尿収集に関するお問い合わせは、年末は12月28日(水)午後5時15分までとなっています。年始は、1月4日(水)午前8時30分以降にご連絡ください。

今冬の節電・省エネのお願い
冬は、暖房等により電力の使用量が多くなります。夏に引き続き、無理のない範囲で節電・省エネにご協力をお願いします。

消防団の年末特別警戒
八幡市消防団(西村忠雄団長)は12月27日(火)から30日(金)まで、年末特別警戒を実施します。火を使う機会が増える年末に不幸な火災を出すことなく、新しい年を家族そろって迎えてもらおうと毎年実施。団長以下317人の消防団員が、消防器具庫や公会堂などを拠点に午後10時から翌朝2時まで、市内全域をパトロールします。

火災・救急統計
消防本部 ☎981-4119
平成28年1月～10月累計()内10月分 去年同期累計

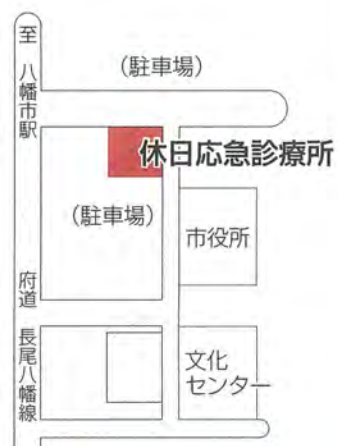
日(火)の故障・修理は美濃山浄水場(☎981・3255)へ連絡してください。なお、開閉栓業務は行いません。

田辺中央病院は、年末年始も小児救急当直体制を実施しています(24時間365日)。宇治徳洲会病院は、直接病院に診療時間をお問い合わせください。

年末年始の臨時収集の予約は、受付件数に限りがありますので、お早めにご連絡をお願いします。

冬は、暖房等により電力の使用量が多くなります。夏に引き続き、無理のない範囲で節電・省エネにご協力をお願いします。

八幡市消防団(西村忠雄団長)は12月27日(火)から30日(金)まで、年末特別警戒を実施します。



年末の交通事故防止府民運動

12月11日(日)～31日(土)

「年の瀬のはやる心にブレーキを」

街頭啓発
日時 12月9日(金)午後4時～
場所 イズミヤ
スーパーセンター八幡店

◆問い合わせ 管理・交通課
八幡警察署(☎981・0110)



八幡市消防出初式

日時 1月8日(日)午前10時～正午
場所 男山第二中学校グラウンド
※雨天の場合は、体育館で式典のみ実施。

◆問い合わせ 消防本部

年末年始交通規制のお知らせ

年末年始、交通規制(下の図)が行われます。規制時間等は次のとおりです(状況により延長の場合あり)。

●八幡市駅周辺・橋本地区の交通規制
▽12月31日(土)午後10時～1月1日(日・祝)午後6時
▽1月2日(月・振休)午前9時～午後6時
▽1月3日(火)午前9時～午後5時

●橋本地区の交通規制
▽1月7日(土)・8日(日)・9日(月・祝)午前9時～午後3時
※混雑状況により規制解除。

◆問い合わせ 八幡警察署交通課 ☎981-0110

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

	平成28年1月～10月累計()内10月分	去年同期累計
火災出動	22件 (3件)	12件
火災以外の出動	207件 (27件)	163件
救急出動	3153件 (290件)	3091件
搬送人員	2923人 (274人)	2907人

証明書のコンビニ交付を始めています

マイナンバーカードをお持ちの人を対象に、コンビニエンスストアなどのマルチコピー機(多機能端末機)で住民票の写しなどの各種証明書を取得できる取り組みを10月から始めています。



マイナンバー
キャラクター
「マイナちゃん」

▼取得できる証明書と利用時間

証明書の種類(※1)	交付できる時間(※2)	手数料	取得できる人(※3)
住民票の写し	土・日・祝日を含む 午前6時30分～午後11時	300円	本人または同一世帯の人 (八幡市に住民登録がある人)
住民票記載事項証明書			本人 (八幡市で印鑑登録をしている人)
印鑑登録証明書	平日 午前9時～午後5時15分	450円	本人または同じ戸籍にある人 (※4)
戸籍事項証明書			本人または同じ戸籍にある人 (※4)
戸籍の附票の写し			本人または同じ戸籍にある人 (※4)

- ※1 最新の証明書のみ取得できます。住民票除票や古い戸籍などは取得できません。また、戸籍の届け出や住民異動の届け出がされている場合は、一時的に証明書を交付できないことがあります。
- ※2 年末年始(12月29日～1月3日)とシステムメンテナンス日は利用できません。
- ※3 15歳未満の人、または成年被後見人の人は取得できません。
- ※4 八幡市外に住民登録されていて、八幡市に本籍地がある人も、マイナンバーカードを使って戸籍事項証明書を取得することができます。ただし、事前に利用登録申請の手続きが必要となります。(八幡市に住民登録があり、かつ、八幡市に本籍地がある人は利用登録申請の必要はありません)

●**簡単・便利・安全**

★コンビニ店舗等に設置されているマルチコピー機に交付の手順が表示されるので、画面の案内に従って簡単に操作ができます。

★市役所の閉庁時間でも全国のコンビニ等で証明書を取得することができます(一部の証明書を除く)。

★画面操作、支払い、交付まで一貫してマルチコピー機を使って行うため、他人の目に触れることなく手続きができます。また、個人情報漏えい防止対策として、市とマルチコピー機との通信は専用回線を使用するほか、マルチコピー機に

●**利用できる店舗**

★セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートの各店舗や一部のショッピングセンターでコンビニ交付対応のマルチコピー機が設置されている店舗であれば全国の約4万8000カ所以上で利用できます。また、新たにミニストップでも12月21日(水)以降に、開始が予定されています。(全国の店舗で順次開始されます)

●**ご注意ください**

★住民基本台帳カードでデータが残らない仕組みになっています。

★コンビニで印刷される証明書には専用の改ざん防止処理が施されたものが印刷されます。また、証明書が2枚以上にわたる場合、ホチキス留めされませんが分けて使用することはできません。

★コンビニで印鑑登録証明書を取得される場合、印鑑登録の際にお渡ししている印鑑登録証(カード)は持参不要です。ただし、従来通り市役所窓口(地域窓口を含む)で印鑑登録証明書を取得される場合は、印鑑登録証の持参が必須となります。

◆**問い合わせ** 市民課

★マイナンバーカードを取得するには、昨年11月以降にお届けしたマイナンバー通知カードに同封されている説明用パンフレットの記載の申請方法を確認し、郵送かオンラインで申請してください。申請から約1～2カ月程度でカード交付通知書(マイナンバーカード受け取り用のハガキ)をご自宅にお届けします。

※昨年10月以降に住所や氏名、在留資格や在留期限(外国籍の人)に変更がある場合、受け取っていただいた通知カードとセットになっている個人番号カード交付申請書を使用してマイナンバーカードを作成することはできません。新しい申請書を市役所窓口でお渡ししますのでそちらをご利用ください。

障がいについて知ろう

これまで、障がいのある人に配慮するときのポイントを、障がいの種類ごとに紹介してきましたが、実際に障がいのある人の支援につながるためには市民の皆さん一人ひとりの配慮ある行動が必要です。

今月は、障がいのある人をサポートするときの「心構え」を2つ紹介し、このコーナーを結びにしたいと思います。

心構え

- 1 理解を深めるとともに実際に支援を**
一人ひとりが、多様な障がいについて理解を深め、それぞれの立場で障がいのある人の社会参加を支援する「応援者」となりましょう。
 - 2 困っている人がいれば積極的に向き合う**
一歩踏み出す勇気を持って、障がいの有無に関わらず、困っている人がいれば、積極的に向き合ってください。
- ※京都府障がいのある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例(心のバリアフリーハンドブック)参照

まずは声かけ/思いやり何より大切

◆問い合わせ 障がい福祉課

株式会社コノミヤと 11月15日(火)、市と株式会社コノミヤは、「災害救助物資の調達に関する協定」を締結しました。

この協定締結により、災害発生時に、市は株式会社コノミヤから救助物資の提供を受けることができます。

予告 防災ラジオを有償配布します

防災ラジオ(写真)の有償配布の予約を1月に行います。詳細は、広報やわた1月号でお知らせします。



ホンデリングプロジェクトにご協力を

本で広がる支援の輪



ホンデリングプロジェクトとは、皆さんから寄贈していただいた本の売却代金を寄付として、NPO法人全国被害者支援ネットワークの犯罪被害に遭われた人への支援活動に役立てるものです。

対象となるのは、ISBNコード=上の画像(見本)のついた本です。
▽回収場所 市役所2階防災安全課、八幡人権・交流センター
▽回収期限 平成29年3月31日まで

ブロック塀等の除去、生け垣設置に助成

市では、防災対策事業として住宅の周囲に設置された既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置する市民の皆さんにその費用の一部を助成する「八幡市ブロック塀等対策補助金交付制度」を設けています。

地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊により歩行者への人的被害を未然に防止するとともに、避難路を確保することを目的としています。

対象となる場合 市に住民登録がある、ブロック塀等や生け垣に係る土地の所有者または使用者が、公共的な道路に面した既存のブロック塀を除去する場合、既存のブロック塀を生け垣に転換する場合、生け垣を新設する場合
助成額 (1軒当たり5千円限度)
①ブロック塀等除去費用全額(上限10万円)
②生け垣設置費用の2分の1の額(上限10万円)
①と②の併用可
※販売目的の場合は対象外。
詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 防災安全課

「生活のしづらさなどに関する調査」にご協力を

国の障がい者施策の推進に向けた基礎資料とするため、12月1日から22日にかけて、全国で在宅の障がいのある人(難病の人や障害者手帳をお持ちでない人も含む)を対象に、生活のしづらさなどに関する調査が行われます。

八幡市でも調査が実施されます。ご自宅に調査員が伺い、調査の説明、対象となるかの確認、調査票の配布をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。なお、訪問する調査員は身分証を携帯しますので、ご確認いただけますようお願いいたします。

◆問い合わせ 障がい福祉課

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、基準にあてはまる場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として

ひと月の医療費の自己負担額が高額になったとき、基準にあてはまる場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として

70歳未満と70歳以上の人で、限度額が異なります。申請には、保険証、領収書、印かん、口座番号がわかるものが必要です。確定申告の医療費控除に領収書を提出される前に、高額療養費に該当しているかどうかご確認ください。

70歳未満の人の場合
同じ医療機関で支払った医療費が対象です。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。また同じ医療機関でも、歯科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

70歳以上
70歳未満の人の場合
病院・診療所、歯科の区別なく合算できます。

外来(個人単位)と入院(世帯単位)で限度額が異なります。
なお、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人が、入院や外来でひと月の自己負担限度額が高額になる場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を国保医療課で受けてください。医療機関での自己負担は限度額までとなります。

自己負担限度額

1 70歳未満の人

区分		3回目まで	4回目以降(※3)
住民税課税世帯	上位所得者(※1)	基礎控除後の総所得(※2) 901万円超 $252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円
	一般	基礎控除後の総所得 600万円超~901万円以下 $167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円
住民税非課税世帯(※4)	一般	基礎控除後の総所得 210万円超~600万円以下 $80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
	一般	基礎控除後の総所得 210万円以下	44,400円
		35,400円	24,600円

- ※1 所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなされますので、必ず申告してください。
- ※2 基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から33万円(基礎控除)を引いた額を全て合算した額。
- ※3 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。
- ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

2 70歳以上75歳未満の人

区分	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
住民税課税世帯	現役並み所得者(※1) 44,400円	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$ (※5)
住民税非課税世帯	一般(※2)	44,400円
	低所得者Ⅱ(※3) 低所得者Ⅰ(※4)	24,600円 15,000円

- ※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、平成27年1月以降、新たに70歳になる国保被保険者のいる世帯のうち、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合「一般」となります。
- ※2 現役並み所得者、低所得者Ⅱ・Ⅰ以外の人。
- ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得者Ⅰ以外の人)。
- ※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。
- ※5 過去12カ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の自己負担限度額は44,400円。

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していない)も加入できる場合があります。

国民健康保険(国保)は、これら健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していない)も加入できる場合があります。

加入手続きが遅れると
届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

交通事故にあった時も届け出を
交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

国民健康保険の海外療養費制度

国民健康保険加入者が、短期間の海外渡航中に、急病や負傷で海外の医療機関で治療を受けた場合、国内で保険適用される治療については、申請すると医療費(自己負担分を除いた額)の払い戻しを受けることができます。

申請に必要なもの 国民健康保険証、印鑑、診療内容明細書、領収書、領収明細書、旅券(パスポート)、世帯主名義の金融機関口座番号、調査に係る同意書

※治療を受けた海外の医療機関で診療内容明細書・領収書・領収明細書をもってください(診療内容明細書・領収明細書、調査に係る同意書の様式は、国保医療課に設置。市ホームページからダウンロード可)。
※必要書類が外国語で作成されている場合は日本語訳を添付(翻訳者の住所、氏名の記載と押印が必要)。
※申請できる期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間です。

◆問い合わせ 国保医療課

シルバーライフラインシステム

市では、見守りの必要なひとり暮らしの高齢者等に、シルバーライフラインシステム(緊急通報装置)を貸与しています。

病气やけがなどの緊急時の通報をオペレーションセンターが24時間・365日体制で受け付け、対応します。

- 対象
 - 1 65歳以上のひとり暮らしの人
 - 2 身体障害者手帳1級か2級を所持しているひとり暮らしの人
- ※状況に応じて救急車の出動を要請します。

◆問い合わせ 高齢介護課

保険料の納付 お忘れなく!

口座振替が便利

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに安心して受診し、必要な治療が受けられる大切な財源です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が増加されます。保険料を納付するのに困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

◆問い合わせ 保険料収納課

四季の湯

12月13~27日 入浴料金半額に

やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」内の四季の湯の改修工事が終了し、12月13日(火)からご利用いただけます。

つきましては、13日(火)から27日(火)まで、入浴料金を半額とさせていただきますので、ぜひご利用ください。

▽営業時間
平日午後3時~9時
土・日・祝日午後1時~9時
※月曜日は休業

▽入浴料金
大人 205円(410円)
子ども 105円(210円)
※()内は通常料金

◆問い合わせ
やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」(☎983-0129)

償却資産の申告は1月31日(火)までに

■資産の種類

構築物	構築物	門、塀、舗装路面、煙突、ネオン、庭園、その他土地に定着する土木設備など
	建物附属設備	受・変電設備、建物から独立した設備など（家屋に含めて評価されるものは除く） 建物の所有者以外の方が施工した造作など
機械および装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械・装置など	
船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	
車両および運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車、台車など	
工具、器具および備品	パソコン、陳列ケース、看板、測定工具、事務機・椅子、ロッカー、冷蔵庫、自動販売機など	

償却資産の申告には、マイナンバー(個人番号)または法人番号の記入が必要です

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することのできる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されているものが対象になります。

平成29年1月1日現在に所有されている償却資産については、平成29年度の課税の対象となります。課税対象となりますので、1月31日(火)までに申告をしていただく必要があります。なお次の①～④は、課税対象になりません。

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの(少額償却資産)
- ③取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの(一括償却資産)
- ④自動車税および軽自動車税の対象となる車両

住宅のバリアフリー改修工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当です。

△改修工事 平成30年3月31日までに、次の①～⑧のバリアフリー改修工事を行い、補助金を除く自己負担金が50万円を超える工事。①廊下の拡張②階段の緩やかなり③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消の引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

▽住宅と居住者 新築した日から10年以上を経過した床面積50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に

要介護認定または要支援認定を受けている人または障がいのある人

※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(個人番号通知カード等)と本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

改修工事後3ヶ月以内

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収を お願いいたします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税(個人の市町村住民税および府民税)は、納税義務者の1月1日現在の住所の市町村に納付していただく必要があります。

特別徴収とは、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与から従業員等の個人住民税を差し引いて、市町村に納入していただく制度です。

法令の規定により、原則、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者(事業主)には特別徴収義務者として、パート・アルバイト、役員等を含むすべての従業員等に

の個人住民税を特別徴収していただくことが義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

●手続き等
毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出していただきますが、その際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載していただきます。

なお、マイナンバー制度の開始により、平成29年度分の給与支払報告書(総括表・個人別明細書)から、給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は、個人番号)、従業員等の個人番号の記載が必要です。

記載方法等詳しくは従業員等の住所の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

市税は納期内に納付を

市・府民税(第4期分)の納期限は12月28日(水)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎると督促状が送付され、徴収権限が京都地方税機構に移ります。

口座振替が便利

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにわざわざ出向くこともなく、納め忘れもありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は、納税課では受け付けできません)。なお、振替は、来年度分からとなります。



◆問い合わせ 納税課

宇治税務署の申告会場について

宇治税務署の申告会場は、2月16日(木)から開設します(閉庁日を除く)。なお、2月15日(水)以前は開設していません。

☆申告会場へお越しになる際には、電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。

☆税務署ではコピーサービスを行っています。また、近隣にもコピーサービスを行っている施設はあります。写しの必要な書類(家屋に係る売買契約書または工事請負契約書など)につきましては、あらかじめ写しを作成の上、ご持参ください。

◆問い合わせ 宇治税務署 (0774-444141)

ごみ出しのポイント

家庭から出る医療廃棄物の処分について

在宅医療の普及に伴い、注射器等の廃棄物が一般家庭からも排出されるようになりました。誤った方法で、廃棄すると、針刺し等による感染症等の危険が生じる可能性があります。

医療行為(インスリンの自己注射等)によって出たごみの内、鋭利な物(注射針等)については、基本的に医療機関等に、指示に従って、ふた付きの堅牢な容器に入れてお返しください。

◆問い合わせ 環境業務課

ごみの減量にご協力を

- ★使い捨てをしない
 - ・使い捨ての商品は、なるべく選ばない。
 - ・マイバッグ、マイ箸、マイボトルを使用する。
 - ★必要のないものは買わない・もらわない
 - ・バラ売り等を活用し、食べ切れる分だけ買う。
 - ・なるべく詰め替え商品を買う。
- 環境に配慮して、できることから始めて、ごみ減量を目指しましょう。

市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。
市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、
国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定めてい

ます。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料な
どを差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。
◆問い合わせ 人事課

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況

(平成27年度)

採用者数		退職者数	
職種	採用者数	退職事由	退職者数
事務職	23人	定年退職	25人
技術職	1人	勸奨退職	6人
保健師	3人	普通退職	7人
理学療法士	1人	その他	0人
保育士	6人	計	38人
消防職	2人		
幼稚園教諭	3人		
調理員	1人		
計	40人		

◆部門別職員数(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成27年	平成28年	
一般行政部門	議 会	6人	6人	0人
	総 務	83人	85人	2人
	税 務	29人	29人	0人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	7人	6人	△1人
	商 工	5人	6人	1人
	土 木	37人	34人	△3人
	民 生	149人	148人	△1人
	衛 生	66人	67人	1人
	小 計	383人	382人	△1人
特別行政部門	教 育	87人	85人	△2人
	消 防	69人	69人	0人
小 計	156人	154人	△2人	
公営企業等会計部門	水 道	18人	19人	1人
	下 水道	9人	7人	△2人
	そ の 他	33人	33人	0人
	小 計	60人	59人	△1人
合 計	599人	595人	△4人	

(注)職員数は一般職に属する職員数です。

職員の給与

◆人件費の状況(平成27年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (28年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
72,448人	26,998,402千円	542,455千円	5,617,504千円	20.8%	19.5%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含まれます。

◆職員給与費(平成28年度普通会計当初予算)

職員数 C	給 与 費				1人当たり給与費 D/C
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計D	
572人	2,032,447千円	570,854千円	820,333千円	3,423,634千円	5,985千円

(注)職員手当には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等があり、退職手当は含みません。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額

(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.6歳	289,200円	374,617円
技能労務職	47.9歳	320,600円	387,755円

(注)①「一般行政職」とは、事務など職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。

②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	初任給	2年後の給料
大 学 卒	176,700円	190,200円
高 校 卒	149,000円	160,200円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	244,933円	319,300円	342,400円
高校卒	218,100円	294,000円	336,100円

(注)「経験年数」とは、採用前の職務経験の換算年数と、職員としての在職年数の合計期間です。

◆一般行政職の級別職員数(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
1級	主事・技師の職務	62人	20.1%	23.8%	18.6%
2級		76人	24.6%	19.8%	9.9%
3級	主任の職務	29人	9.4%	8.3%	12.2%
4級	係長、主査の職務またはこれに相当する職務	45人	14.6%	15.7%	24.0%
5級	課長補佐の職務またはこれに相当する職務	26人	8.4%	9.3%	9.9%
6級	困難な業務を行う課長補佐の職務	0人	—	—	—
7級	課長の職務またはこれに相当する職務	37人	12.0%	12.3%	16.7%
8級	部長の職務またはこれに相当する職務	34人	11.0%	10.8%	8.7%

(注)①八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

②国の行政職俸給表(一)の級別標準職務表との整合性を図るため、平成23年4月1日付で3級から5級に係る標準的な職務を3級は主任、4級は係長および主査、5級は課長補佐とする見直しを行いました。

職員の手当の状況

◆期末手当・勤勉手当

八幡市		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,444千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15% 管理職手当の月額を加算		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

◆地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		105,332千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		182,868円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八幡市	6%	563人	6%
宇治市	6%	4人	6%
京都市	10%	2人	10%

(注)人事交流、派遣等により八幡市以外の地域で勤務を命じられた職員については、地域手当の支給率を八幡市の支給率から当該職員の勤務地が所在する市町村の支給率に改めました。(平成23年4月1日)

◆特別職の報酬等(平成28年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	市長 848.7千円
	副市長 721.3千円
報 酬	議長 550千円
	副議長 500千円
	議員 470千円
期 末 手 当	市長
	副市長
	議長
	副議長
(27年度支給割合) 3.15月分	
退 職 手 当	(算定方式)
	市長 848.7千円×在職年数×550/100 副市長 721.3千円×在職年数×325/100

(注)市長及び副市長の給料月額については、国家公務員の給与の改定に準じて、条例改正を行い、市長は847,700円から848,700円に、副市長は720,300円から721,300円に改定しました。(平成27年4月1日)

◆退職手当(平成28年4月1日現在)

八幡市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 19,210千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

◆その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	国の制度
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○扶養親族1人 各6,500円 ○特定期間に係る加算金 各5,000円	55,847千円	213,156円	同じ
住居手当	○借家等 家賃月額12,000円超対象 支給限度額27,000円 ※持家に係る手当は平成22年4月1日付で廃止	35,733千円	277,000円	同じ
通勤手当	○交通機関利用者 通勤に要する運賃の6月定期相当額を一括支給 1月当たり55,000円が限度 ○交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額3,000円から30,500円を支給	46,541千円	110,287円	交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額2,000円から31,600円を支給
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給 理事 82,000円 部長職 63,000円 部次長・参事 59,000円 課長職 44,500円 主幹 42,500円	65,613千円	601,954円	管理・監督の地位にある職員に対し、職責に応じて俸給の特別調整額として、46,300円から139,300円を支給

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月4日～10日は

人権週間

12月10日(土)は「世界人権デー」、4日(日)から10日(土)までが人権週間です。この機会に改めて人権問題について考えてみましょう。

今回は、公益財団法人世界人権問題研究センター所長の坂元茂樹さんから、人権について寄稿していただきました。

坂元 茂樹さん 寄稿



さかもと・しげき
1950年5月30日生まれ(66歳)。
同志社大学法学部教授、法学博士(神戸大学)、神戸大学名誉教授。
琉球大学助教授、関西大学教授、神戸大学大学院法学研究科教授を経て2013年10月1日より現職。
一般財団法人国際法学会代表理事、国際人権法学会理事長、(公財)世界人権問題研究センター所長を歴任。2008年～2013年まで国連人権理事会諮問委員会委員を務め、その間、2010年12月に国連総会で採択された「ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する差別撤廃のための原則とガイドライン」の報告者を務めた。

ヘイトスピーチについて考える

ヘイトスピーチとは何か

とは何か

平成25(2013)年に入り、大阪の鶴橋や東京の新大久保など、在日韓国・朝鮮人が多く住む居住地や商店街への排外主義的デモが毎週のように行われるようになり、デモ隊はこれらの人々に対する差別的・侮蔑的言動を繰り返しました。

法務省は、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねないとして、「ヘイトスピーチ、許さない」というポスターを作製しました。一部には、相手国が日本や日本人の悪口をいうのだから、われわれ日本人がその国やその国民の悪口をいっても許されると主張する人がいますが、人権は相互主義で守ったり守らなかったりするものではありません。どのような国籍の人であっても、そ

の人々の尊厳を守るといのが人権の考え方です。

ヘイトスピーチとは、人種、民族、性などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為をいいます。ヘイトスピーチが、少数者に属する人々の自尊心、つまり個人の尊厳を傷つけることは、いままでもありません。

日本が締結国となっている人種差別撤廃条約や自由権規約では、こうした差別扇動を禁止しています。人種差別撤廃条約はその第4条で、こうした差別扇動を犯罪化するよう締結国に義務づけています。しかし、日本は、平成7(1995)年に人種差別撤廃条約に加入するにあたって、日本国憲法第21条が、「一切の表現の自由は、これを保障する」と規定していること

もあり、特定の表現を犯罪化する義務を負えないとの留保を行っています。留保とは、第4条

個人の尊厳の重要性

は日本では適用できませんとの宣言です。

重要性

いままでもなく、人は、個人として尊重されなければなりません。昭和23(1948)年の国連総会で採択された世界人権宣言第1条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である」と規定しています。また、「国民の権利及び義務」と題する日本国憲法第3章は、その第13条で、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しています。最高裁判所は、憲法第3章による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解釈されるものを除き、日本に在留する外国人に対しても等しく及ぶと判決しています。

人は、外国人であるという理由で、すなわちどの民族やどの人種に属しているのかによって差別されてはなりません。なぜ

なら、人は、どの国の国民で生まれるのか、どのような人種で生まれるのかを選んで生まれてくるわけではないからです。人は、自らが責任を有しない事実によって差別されてはいけません。

一部の排外主義団体が京都朝鮮初級学校を襲い、「スパイの子ども」などと拡声器で誹謗中傷した事件で、京都地裁は、平成25(2013)年の判決で、「本件活動は、全体として、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図の下、在日朝鮮人が日本社会で日本人や他の外国人と平等な立場で生活することを妨害しようとする差別的発言を繰り返してされた人種差別に該当する行為である」と認定しました。大阪高裁および最高裁も、この判決を支持しました。

本年、いわゆる「ヘイトスピーチ対策法」が成立しました。この法律は、第2条で、「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』とは、『これらの者又は子孫……』に対する差別意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知するなど、本邦の域外

※正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

にある国又は地域の出身者であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう」と定義しています。

そして第3条で、国民の責務として、「国民は本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」との基本理念を定めています。罰則規定はありません。なお、国会の附帯決議において、本邦外出身者以外に対するものであれば、いかなる差別的言動であっても許されることの理解は誤りであるとされています。

多文化共生社会の実現をめざして

実現をめざして

われわれが目指す社会は、お互いの価値観や生き方の相違を尊重し、理解するという多様性が尊重される多文化共生社会です。偏見や憎悪ではなく、理解と共感がある社会です。外国人・外国籍住民であるという属性で差別される社会であってはなりません。ヘイトスピーチのような差別的表現を許さず、人権尊重を基調とした社会をつくる必要があります。

平成32(2020)年に東京でオリンピックを開催する予定になっている日本が、人種差別を容認する国とのレッテルを貼られたままで、世界中の人種の人たちが参加するオリンピックを開くことは困難であることは明らかです。民族や国籍などの違いを越え、お互いの人権を共に尊重し合う社会を築き上げていく必要があります。

人権擁護委員は、身近な相談相手

1人で悩まず、相談してみませんか?

例えば、こんな時にご相談ください

- ★子どもが学校でいじめられている。先生にも相談したのだけれど…
- ★ご近所とうまくいかない。いやがらせかな?と思うことが…
- ★相手の暴力から逃げ出したいのだけれど…
- ★「誰のおかげで生活できているんだ」と言われて…
- ★私にも大事な仕事を任せてほしいのだけれど、女だからと言われて…
- ★職場での人間関係に悩み、不安やストレスが…
- ★高齢になった父母の介護に疲れている。私も年なので…

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

市では、現在8人の人権擁護委員が、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。

相談は無料で、秘密は厳守されますので、困ったことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。(12月の人権相談は、13面に掲載)



◆問い合わせ 人権啓発課 (☎981-3127)

高等職業訓練促進資金貸付制度が始まりました

ひとり親家庭の
お母さん、お父さんの
資格取得を支援

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金および就職準備金を貸し付けます。

●高等職業訓練促進給付金について
ひとり親家庭の親で、就職に有利な資格を取得するために、養成機関に通学している場合、一定の給付金が支給されます。

▽対象資格一覧 看護師、☆准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、☆社会福祉士、☆製菓衛生師
※☆は新たに追加された資格です。

◆問い合わせ 子育て支援課



八幡市子ども会議 小中高生が市長に提言

市内の小中高生の代表が、6月から1回集まり、市をよりよくするための政策について話し合い、調査・研究活動等に取り組んできました。今回、自分たちでまとめた政策を市長に直接、提言します。

◆問い合わせ 学校教育課

子どもの学習支援拠点 南ヶ丘教育集会所

学習支援活動の拠点として、児童、生徒の学力充実を図る取り組みや、学校と連携をとりながら課題解決への指導・助言、保護者からの教育相談などを行っています。

▽利用時間 月曜～土曜日(祝日を除く)午前9時15分～午後8時(土曜日は午前9時～正午)※小学生は、午後5時以降は利用不可。
▽所在地 八幡軸29-4
●やわた放課後学習クラブ事業
算数や国語の力をもっとつけたい、漢字検定や数学検定に挑戦したいという小学5・6年生のための学習クラブです。毎週水曜日の放課後と土曜日の午前中に市内全小学校で開催しています。
詳しくは、お問い合わせください。
◆問い合わせ 南ヶ丘教育集会所(☎982-5010)



●子ども・子育て支援センター すくすくの杜(欽明台東2-1/☎972-1085)
●子育て支援センター あいあいポケット(男山指月3-11指月児童センター内/☎983-8747)
●第二子育て支援センター そよかぜ(八幡三反長10南ヶ丘第二保育園内/☎981-5009)
【子育て相談】
子育てについての悩みや困ったことなど、気軽にご相談ください。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時
【発達相談】
子どもの発達についての相談に応じます。(予約制)
▶受付=月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午、午後1時～4時
▶相談日=月曜～金曜日(全支援センター)
【常時開設】
市内在住の妊婦さん、および就学前のお子さんとその家庭(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者のみ)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、育児の情報交換の場を無料で提供しています。
▶開設日=月曜～金曜日(全支援センター)および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)
▶利用時間=午前9時～正午、午後1時～4時
▶休館日=祝日および年末年始(12月29日～1月3日)
※山城中部に気象警報が発令されている場合は休館となります。
◎常設プログラム
親子で同じ体験をして、共感しましょう。詳細は各センターにお問い合わせください。
＜すくすくの杜＞
▶月曜～土曜日(体操・お話)▶金曜日(みんなであそぼう)▶第1・3金曜日(すくすく赤ちゃん※0歳からおむね1歳半)▶第2・4金曜日(すくすくげんきっこ※1歳半からおむね3歳)
＜あいあいポケット＞
▶月曜～金曜日(お話・砂遊び)▶月曜日(体操)▶火曜日(みんなであそぼう)

<そよかぜ>
▶月曜～金曜日(お話)▶水曜日(みんなであそぼう)▶木曜日(体操)
【サロン】 子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は午前10時～11時15分。
＜ママカフェ＞
▶12日(月) あいあいポケット▶21日(水) すくすくの杜
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子8組
※予約は、あいあいポケットは1日、すくすくの杜は5日から。
＜ひよこサロン＞
▶19日(月) あいあいポケット
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子
＜あいあいサロン＞
▶1日(木) あいあいポケット
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子
＜そよかぜサロン＞
▶15日(木) そよかぜ
対象 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半の親子
※重複参加可能です。
【あそびの広場】 妊婦さんと1歳半から就学前の親子が対象。時間は午前10時～11時30分。※重複参加可能です。
▶14日(水) 橋本児童センター▶16日(金) 竹園児童センター
【赤ちゃんの広場】 妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半くらいの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びをしましょう。時間は午前10時～11時15分。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園へ事前に申し込みを、それ以外の場所は直接会場までお越しください。(保育園からは1カ所を選んで参加してください。それ以外の場所は重複参加可能です。★は離乳食展示あり)
▶2日(金) 竹園児童センター▶7日(水) 橋本児童センター▶12日(月) 南ヶ丘保育園▶13日(火) 南ヶ丘第二保育園▶★14日(水) くすのき保育園
【お話の出前】 生後6カ月から就学前のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせなどをします。子育て相談もできます。時間は午前10時30分～11時15分。
▶8日(木) 八幡市民図書館▶21日(水) 男山公民館
【子育て講座】
①「親子クッキング」▶④9日(金) そよかぜ▶⑩15日(木) すくすくの杜▶⑩20日(火) あいあいポケット※いずれも午前10時～。
対象 1歳半からおむね3歳までの親子④6組⑩15組⑩20組

持ち物 エプロン、三角巾、手拭きタオル、飲み物
②「もぐもぐ離乳食」▶13日(火)午後1時30分～3時30分、橋本公民館
対象 生後6カ月から1歳半までのお子さんの保護者8組
持ち物 エプロン、三角巾、手拭きタオル、飲み物
③「絵本デビュー講座」▶④1月6日(金)・13日(金)・27日(金) あいあいポケット▶⑤1月17日(火) すくすくの杜▶⑥1月25日(水) そよかぜ
時間 ④午前10時30分～11時(27日のみ)、午後1時30分～。⑤・⑥午後1時30分～、2時～、2時30分～(⑤のみ)。
対象 講座参加日で生後4カ月以上になる0歳の親子各5組(先着順)※親子で絵本事業や過去の同講座で絵本を受け取られた人は対象外となります。
持ち物 母子手帳または子育て支援医療費受給者証
絵本リスト ①いないいないばあ②おててがでたよ③がたんごとんがたんごとん④いやだいやだ⑤くだもの※上記から好きな絵本を1冊選んで、申し込んでください。
申し込み ①-④・①-⑥・②はあいあいポケット(①-⑥は5日～、②は1日～)、①-③は1日からすくすくの杜、③は12月1日～15日に受講希望センターへ。

●保育園の開放日
※育児相談もしています。
※時間は午前10時～11時30分(☆は午前10時～11時)。
※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。
南ヶ丘保育園(☎981-3125) …▶19日(月) 園庭開放▶22日(木) クリスマス会に参加しよう
南ヶ丘第二保育園(☎982-3330) …▶1日(木) 園庭開放▶15日(木) クリスマス飾りづくり
みその保育園(☎981-8101) …▶12日(月) 園庭開放▶19日(月) クリスマスの飾りを作ろう
みやこ保育園(☎981-2511) …▶13日(火) 園庭開放▶22日(木) クリスマス会に参加しよう
八幡保育園(☎981-7491) …▶2日(金) 園庭開放▶9日(金) おもちつき
山鳩保育園(☎981-0982) …▶21日(水) クッキング(クリスマスクッキー)
男山保育園(☎982-0701) …▶8日

(木) おもちつき
ぶどうの木保育園(☎982-9013) …▶1日(木) クリスマスを楽しもう▶☆毎週木曜日園庭開放(雨天中止)
くすのき保育園(☎983-1200) …▶21日(水) クリスマスケーキ・おもちゃ作り
山鳩第二保育園(☎981-0700) …▶9日(金) 園庭開放▶14日(水) おもちつき

●幼稚園の開放日
※時間は午前10時～11時30分(△は午前10時30分～正午)。※申込不要。直接、園にお越しください。
八幡幼稚園(☎981-0180) …▶2日(金) 園庭開放▶14日(水) クリスマス飾りを作ろう
八幡第二幼稚園(☎981-6950) …▶2日(金) 園庭開放▶14日(水) クリスマス飾りを作ろう
八幡第三幼稚園(☎982-8566) …▶1日(木) 園庭開放▶15日(木) クリスマス飾りを作ろう
八幡第四幼稚園(☎982-2447) …▶6日(火) クリスマス飾りを作ろう▶13日(火) 園庭開放
橋本幼稚園(☎982-0607) …▶12日(月) 園庭開放▶16日(金) ミニクリスマス会
なるみ幼稚園(☎982-3368) …▶△7日(水) 「なるみにおいでよ!」ともだちつくりよう!

●こども園の開放日
有都こども園(☎981-0873) …▶6日(火) クリスマスの飾りを作ろう
※時間は午前10時～11時30分※申込不要。直接、園にお越しください。
▶毎週月曜・火曜日の午前・午後にちびっこ広場、毎週金曜日の午前・午後にはびびよらんど(祝日および30日を除く)(各5組予約制)
▶月曜～金曜日の午前・午後には育児相談(29、30日を除く)(各1組予約制)
※時間はいずれも午前は10時～11時30分、午後は1時30分～4時。
【赤ちゃんの広場】
▶9日(金) ※時間は午前10時～11時15分。生後2カ月から1歳半の親子対象(予約制)
認定こども園歩学園幼稚園(☎971-5687) …▶7日(水) 園庭開放▶14日(水) サーキット遊び
※いずれも時間は午前10時30分～11時30分(予約制)
認定こども園早苗幼稚園(☎981-2268) …▶14日(水) クリスマスあそび
※時間は午前11時～正午。1～3歳対象。上靴、飲み物を持参ください。

募集

▶第36回 書初め展の作品募集

開催日時 平成29年1月24日(火)～2月5日(日) 午前9時～午後5時(最終日は午後4時まで)
 場所 松花堂美術館
 課題 右表のとおり
 出品受付 1月17日(火) 正午～午後3時に市民交流センターへ持参 ※1点につき200円の出品料(1人1点限り)
 その他 学校へ提出する場合は表装不要。個人で提出する場合は出品表(下記参照)を作品下に添付し、作品を仮巻に貼ってください。
 問合せ 文化協会書道部会=安藤(☎981-7531、FAX983-9202)

学年等	課題語句	書体等	用紙	署名
幼児	とり			作品に学年・氏名を自署すること
小1	ひので			
2	かきぞめ	漢字は楷書、仮名はそれに調和する平仮名	小画仙紙八つ切(約68cm×17.5cm)	
3	わか草			
4	日本の春			
5	生命の力			
6	真の勇氣			
中1	特技が光る	漢字は楷書または行書、仮名はそれに調和する平仮名	色紙小画仙紙八つ切(約68cm×17.5cm)×小画仙紙半切(約136cm×35cm)	作品に応じて自署すること
2	努力の成果			
3	決意と実行			
高校生 大学生 一般	○城春草木深 (城春にして草木深し) (「春望」より) (杜甫)	書体自由	字種変換可	
	○微風時載幽香過 似報前山花已開 (微風 時に幽香を載せて過ぐ 報ずるに似たり前山花已に開くと) (「山家春興」より) (釋 貞乗)			
	○静かさや牙え渡り来る羽子の音 (村上鬼城)			
	○みよし野は山もかすみて白雪のふりにし里に春は來にけり (「新古今和歌集」より) (攝政太政大臣(藤原良経))			
	○小諸なる古城のほとり雲白く遊子悲しむ 緑なすはこべは萌えず若草も藉くによしなし (「千曲川旅情の歌」より) (島崎藤村)		字種変換不可	

のりしろ

学校名	
学年	
氏名	

(縦5cm×横10cm)

▶第20回松花堂新春書初め 席書大会参加者募集

日時 平成29年1月22日(日) 午前9時30分～
 場所 松花堂美術館別館2階
 対象 市内在住・在園・在学の幼児(3歳以上)、小中学生、高校生
 定員 120人(定員を超えた場合は抽選) ※参加費無料。
 申込み・問合せ 1月6日(金)(当日消印有効)までに、ハガキに住所、氏名(ふりがな)、電話番号、学校(園)名、学年・クラス(幼児は年齢)、参加希望時間(午前・午後)を記入し、社会教育課(〒614-8501八幡園内75)へ。

▶ファミリースキー&スノーボードツアー 参加者募集

日時 平成29年2月4日(土) 午前5時30分出発、午後9時帰着予定
 場所 岐阜県ひるがの高原スキー場(市役所から大型バスで移動)
 対象 市内在住・在勤者とその家族
 定員 40人(申込多数の場合、初参加の家族を優先して抽選)
 参加費 1人600円(保険代) ※レンタルスキー・スノーボード・ウェア、リフト券代、昼・夕食代等は個人負担。
 その他 地震、風水害、降雪、事件・事故などで、事業中止の場合あり。 ※小・中学生の希望者を対象に市スポーツ推進委員によるジュニアスクールを実施(スキー教室のみ)。
 申込み・問合せ 12月16日(金) 必着で、ハガキに参加者の住所、氏名(ふりがな)、年齢、学年、性別、電話番号(自宅・携帯)、ジュニアスクール希望の場合はその旨および経験日数を記入し、〒614-8501社会教育課「ファミリースキー&スノーボードツアー」係へ

スポーツ

▶健康フェスティバル

日時 12月1日(木) 午後1時30分～2時30分
 場所 山柴公民館
 対象 市内在住・在勤の人
 定員 約10人
 参加費 無料
 申込み・問合せ 電話で健康体操連盟=定兼(☎090-8756-7871、FAX981-3824)へ

芯体操と「つまり」や「こり」に直接的に働きかける芯マッサージを体験できます。

八幡市民マラソン大会開催に伴う迂回運転の協力依頼とコミュニティバスやわたのバス停の変更について



12月4日(日) 午前9時～正午

市民体育館周辺で、八幡市民マラソン大会を開催します。周辺の道路で渋滞が予想されるため、ご迷惑をおかけしますが、迂回運転のご協力をお願いします。

また、大会開催中にコミュニティバスやわた(以下コミバス)の「市民体育館」バス停位置を府道八幡木津線にある京阪バスの「八幡市民体育館」バス停に変更します。このた

め、▶午前8時40分発▶9時40分発▶10時40分発▶11時40分発のコミバスは、すべて府道八幡木津線にある京阪バスの「八幡市民体育館」バス停からご乗車ください。あわせてご協力をお願いします。

問合せ 市民マラソン大会実行委員会事務局(☎983-9202)、コミバスについては管理・交通課および、京阪バス榊山営業所(☎982-7721)

あなたも一言

今回は、今年に生まれたお子さんについて、お母さんにインタビューしてみました。



男山美桜
西村 由里香 さん
結仁 くん

ゆいくんが生まれたときは「やっと生まれてきてくれたね」という感じで、感動がじわじわきました。ゆいくんは、やんちゃで動きが多いですね。子育て支援センターなどに行っても、動き回っています。また、愛想が良くて、どこに行ってもニコニコしています。自分のことを自分で考えられるようになってほしいので、自由に育ててほしいですね。



橋本糸ヶ上
香林 絵里 さん
紗耶 ちゃん

さやちゃんが生まれたときは、陣痛との戦いがしんどかったのもありましたけど、「やっと会えたね」というのがやっぱり一番大きかったですね。育児は、泣いていても何をしてほしいのかわからないのが大変です。でも、私の顔を見て笑ってくれる瞬間は、やっぱりうれしいですね。さやちゃんには、元気で優しい子に育ててほしいです。



美濃山西ノ口
下野 恵美 さん
悠葵 くん

生まれたはるきを初めて見たときは、感動しましたし、かわいかったです。はるきは甘えん坊で、ちょっと離れるだけで大泣きしますし、抱っこをしたり、近づいたりするだけで喜ぶます。また、お兄ちゃんがいるので、はるきと一緒に遊んでいるのを見ると、かわいいなと思いますね。元気に育ってくれればうれしいです。

▶メッセージの掲載希望者募集

2月号は特集内容の掲載となりますので、募集は休止します。3月号への掲載を希望される人は1月1日(日・祝)～1月20日(金)(電話・窓口受付は土日祝を除く)に秘書広報課へ。 ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

情報ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111(代)
FAX982-7988へ
市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶第10回特別弔慰金が支給されます

平成27年5月から受付中

対象 満州事変(昭和6年9月18日)以後の戦没者等の遺族(遺族は戦没者等の死亡当時、生まれていたことが要件。なお、子については胎児も含まれる)。ただし、平成27年4月1日現在において遺族年金などを受給している人がいる場合は該当しません。

支給額 25万円、5年償還の記名国債

請求期間 平成30年4月2日まで。請求手続 福祉総務課※第二分庁舎2階に移転しました。申請には、マイナンバーの記載が必要です。

その他 国債交付等の準備が整い次第、申請者に対して通知書を交付します。※国債発行までには時間を要します。既に申請済の方は通知書が届くまでお待ちください(戦没者の本籍地が京都府以外の場合は、申請から1年以上要する場合もあります)。

問合せ 必要書類など、詳しくは福祉総務課へ

▶来年4月に、小・中学校へ入学する子どもの家庭へ「就学通知書」をお届けします

▽新小学1年(平成22年4月2日~23年4月1日生)

12月下旬までに郵送します。同封の入学確認届に必要な事項を記入し、就学通知書に記載する小学校に提出してください。

▽新中学1年(平成16年4月2日~17年4月1日生)

①市内の小中学校(京都市立美豆小を含む)に在学の人

学校を通じて本人に渡します。同封の入学確認届に必要な事項を記入し、在学する小学校に提出してください。

②市外の小中学校に在学の人

12月下旬までに郵送します。入学確認届に必要な事項を記入し、就学通知書に記載する中学校に提出してください。

▽国立や私立の小・中学校に入学予定の人

学校への入学が許可されたら、その学校の入学を証する書類を持って学校教育課で入学変更の手続きをしてください。

また、八幡市内の小中学校に在学している人は、小学校に入学確認届を提出してください。それ以外の方は、入学変更手続き時に学校教育課へ入学確認届を合わせて提出してください。

※1月になっても通知書が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。

※指定校の変更許可および通学区域外就学許可制度の案内も同封しています。

【指定校の変更許可および通学区域外就学許可制度】
住民登録している住所により校区

指定校の変更許可申請事項(市内転居用)	
就学途中転居	他の校区に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合
転居予定地への先行就学	学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合
一時転居	①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に戻る事が確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合
住宅購入等にかかる住民票の先行異動	住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合
特別支援学級入級	本来校以外の特別支援学級に入級する場合
通院・治療等	本来校へ通学が困難なまたは適当でない認められる場合
帰国子女・外国人	帰国子女または外国人で配慮が必要な場合
昼間留守家庭	①保護者が勤務事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が指定校の変更を許可されている場合
許可期間延長	許可期間終了後も引き続き当該学校で就学したい場合
教育的配慮	本人または家庭の事情その他特別な事情の場合

通学区域外就学許可申請事項(市外転出用)	
就学途中転居	市外に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合
転居予定地への先行就学	学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合
一時転居	①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に戻る事が確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合
住宅購入等にかかる住民票の先行異動	住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合
昼間留守家庭	①保護者が勤務の事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が通学区域外就学を許可されている場合
教育的配慮	本人または家庭の事情その他特別な事情の場合

を定めているため、指定された学校に通学することが原則となっています。

しかし、特別な事情がある場合は、指定された学校以外に通学できる制

度があります。個々の事情により許可期間や必要書類等が異なりますので、区域外への就学を希望される人は、お問い合わせください。
問合せ 学校教育課

イベント

▶地元で就職(正社員・パート)! 八幡市域就職面接会

主に市内の企業6社(予定)が参加する就職面接会です。

日時 12月2日(金)午後1時~4時※参加費無料。申込み不要。

場所 文化センター3階 第3会議室

対象職種 事務職、製造職など

持ち物 ハローワークカード(所有者のみ)、履歴書(複数枚)など

その他 職業相談や職業訓練、各種セミナーの案内などの相談コーナー有。

問合せ ハローワーク伏見(☎602-8609)

▶綴喜二市二町「障害者週間」 啓発事業記念式典・公演

12月3日(土)~9日(金)の障害者週間にあわせ、綴喜二市二町の社会福祉協議会と身体障害者連合会などが合同で、記念式典・公演(トーク&コンサート)を実施します。

日時 12月8日(木)午後1時~3時30分

場所 京田辺市立中央公民館大ホール(京田辺市田辺丸山214)

講師 森圭一郎さん(車いすのシンガーソングライター)

テーマ 「夢の力」

定員 200人(先着順)

その他 障がい者共同作業所の授産製品販売、展示や活動紹介

問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450、FAX983-5798)

30分~午後5時(予定)
場所 福祉会館3階

対象 要約筆記者資格取得を目指す、市内在住・在勤・在学の人(なお、②は入力速度おおむね70字以上/分、パソコンの基本操作ができる必要有)

内容 講義と実技学習

費用 3,400円(テキスト代)

持ち物 ②ノートパソコン(Windows Vista以上)

申込み・問合せ 平成29年1月11日(水)までに障がい福祉課へ

▶手作り若竹飾り体験教室

日時 12月23日(金・祝)午前9時30分~正午

場所 市民交流センター

定員 先着30人(定員になり次第締切)

参加費 1,500円、ミニサイズ500円(若竹、水引、鉢等)※土、他の植物類は別途負担要。

申込み・問合せ 12月1日(木)~10日(土)に電話でNPO法人八幡たけくらぶ=森脇(☎090-2447-3835)へ

▶カトレア展

鉢花の女王「カトレア」など、たくさんの珍しい洋蘭を展示します。皆さまのご来場をお待ちしています。

日時 12月4日(日)午前10時~午後4時※入場無料。

場所 男山泉集会所(ふれあいセンター泉)

問合せ 男山蘭友会=小泉(☎983-1876)

▶第14回子ども文化祭

日時 12月10日(土)、11日(日)午前10時~午後4時

場所 文化センター小ホール

部門	内容
展示 午前10時~午後4時	書道、絵画、陶芸、華道など
舞台(11日のみ) 午後1時~4時	舞踊、三曲、三味線、合唱、ダンスなど

問合せ 文化協会(☎・FAX983-9202、火・木・金の午前9時~午後4時)

* 新鮮野菜等の販売 *

【松花堂ふれあい市】

日時 毎週土曜日の午前8時30分~10時30分

場所 昭乗広場

※12月10日(土)に「もちつき」、27日(火)に「しまい市」を開催します。

※売り切れの際は、ご容赦ください。
問合せ JA京都やましろ八幡市支店(☎981-1315)、農業振興課

▶要約筆記者養成講座(前期)

耳の不自由な人のために話の内容を「速く、正しく、読みやすく」要約し、文字として伝える技術を学んでみませんか。「①手書き」と「②パソコン」コースがあります。

日時 【共通】平成29年1月12日、19日、26日、2月2日、9日、16日

【コース別】①2月23日、②3月2日

※各コース全7回(共通6回、コース別1回)。各日木曜日、午後0時

▶高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種

接種期間 平成29年1月31日(火)まで
申込期間 平成29年1月16日(月)まで
対象 ①65歳以上、②60歳~64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がいがあり、身体障害者手帳の内部障害1級と認定されている人※①・②いずれも年齢は接種日基準、市

内に住民票がある人。費用 1,500円(市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は、接種前に健康推進課で免除申請すると無料になります)※【表①】参考
事前申込方法 申請書に記入し健康推進課へ提出してください(申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます)。

予防接種の申込方法

【表①】

Table with 3 columns: ① 市内協力医療機関【表②】で接種希望自己負担1,500円(市民税課税世帯) → 直接医療機関へ(市への申込不要) ※保険証または各種受給者証を持参
② 市内協力医療機関で接種希望無料(市民税非課税世帯・生活保護世帯) → 健康推進課へ事前申し込み
③ 他市の医療機関等で接種希望 → 健康推進課へ事前申し込み

※世帯とは、同じ住民票にのっている家族。
※②・③の接種後の申し込みはできません。

▶高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費用の一部助成

高齢者肺炎球菌ワクチンを任意で接種される費用の一部を助成します。

対象 接種日当日に65歳以上の市民(健康保険を適用して接種する人は除く)

助成額 4,000円(助成は1人1回)

【予防接種の受け方】

①市内の協力医療機関【表②】で接種の場合

予約の有無を確認後、健康保険証など、住所、氏名、生年月日が確認できるものを持参してください。

接種費用は各医療機関で異なります。助成を超えた額は、直接医療機関にお支払いください。

②市外の医療機関で接種の場合

全額を医療機関に支払い、後日、助成の申請をしてください(申請書

は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます)。医療機関発行の領収書(接種者の氏名、接種年月日、接種費用、予防接種名、領収印のあるもの)、接種済証、印かん、預金通帳など振込先の分かるものを持参し、健康推進課へ。

高齢者肺炎球菌定期接種

65歳以上の定期予防接種対象者には個人通知を4月に郵送しています。60歳以上65歳未満(接種日当日)で、身体障がい1級と認定されている心臓・腎臓・呼吸器機能障がいのある人、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人は申込みが必要です。詳しくは、健康推進課へお問い合わせください。

八幡市協力医療機関

【表②】

Table with 5 columns: 医療機関名, 住所, 電話番号, 高齢者インフルエンザ(予約), 高齢者肺炎球菌ワクチン(予約). Lists various medical facilities like あさか内科医院, 市岡整形外科クリニック, etc.

がん検診を受けましょう!

※費用は無料

1子宮がん検診 要申込

実施期間 平成29年2月28日(火)まで

申込期限 平成29年1月31日(火)

対象 20歳以上(平成29年3月31日基準)の女性※平成27年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。

場所 京都府内の指定医療機関(市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科)

内容 問診、視診、内診、子宮頸部細胞診

申込み 右記共通申込み欄をご覧ください。

2乳がん検診(二次申込) 要申込

実施期間 12月1日(木)~平成29年2月28日(火)

申込期限 平成29年1月31日(火)

対象 40歳以上(平成29年3月31日基準)の女性※平成27年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。また、乳房形成術を受けたことのある人、妊娠中の人、胸部の皮下に医療器具を埋め込んでいる人、ペースメーカーを装着している人も除く。

場所 指定医療機関(男山病院、京都八幡病院、田辺中央病院)

内容 問診、視触診、マンモグラフィ(40歳代:2方向、50歳以上:1方向)

申込み 右記共通申込み欄をご覧ください。

1・2無料クーポン券対象の人へ

がん検診促進のために平成28年6月末に対象者には無料クーポン券を送付しています。使用期限は平成29年2月28日(火)までです。この機会に是非検診を受診してください。※実施期間終盤は医療機関の混雑が予想されますので、早めの受診をお願いします。

申込方法 1・2共通

健康推進課で申し込みいただくか、ハガキに希望検診名、住所、氏名、生年月日、満年齢、電話番号、子宮がん検診は受診する医療機関名(記載がない場合は市内用の案内を送付します)を記入し、郵送(申込期間内の消印有効)してください。

献血

日時 12月26日(月) 午前9時30分~11時45分、午後1時~3時30分
場所 文化センター
輸血の安全を高めるため、400mlの献血にご協力ください。



知って得する!! 今日から役立つ!!

健康豆知識

インフルエンザの特徴と対処法

インフルエンザは11~12月に流行が始まり、1~3月がピークとなります。風邪に似た症状が多く、勘違いし易いですが、インフルエンザの特徴を知り、的確に対処しましょう。

風邪とインフルエンザの違い

①風邪 【感染経路】ウイルスが付着したものを手で触り、その手で口や鼻

を触ることで感染します(接触感染)。

【症状】くしゃみや鼻水、のどの痛みなど鼻やのどの粘膜異常による症状や若干の発熱など。

②インフルエンザ

【感染経路】接触感染以外にもウイルスが空気中を漂い、口や鼻に入り込んで感染します(飛沫感染)。

【症状】40度近い高熱、食欲不振、筋肉痛や関節痛など「全身症状」が強く現れます。

予防方法

①正しい手洗い...帰宅時や調理の前、食事前など、石けんでこまめに手を洗い、ウイルスの侵入を防ぎます。

②予防接種...発症阻止率は約80%と言われ、重症化を防ぐ効果もあります。

③室内の湿度を保つ...空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。室内では加湿器などを使って、適切な湿度(50%~60%)を保つことも効果的です。

また、普段から外出時はマスクを着用し、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきましょう。

インフルエンザにかかったら

風邪薬は全く効きません。すぐに解熱剤を飲むのも良くありません。早めに医療機関での確かな治療を受けましょう。また、完治するまで発症から1週間ほどかかります。体内からウイルスが完全に無くなるまで安静にし、外出しない事が大切です。

問合せ 健康推進課

保健医療

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代)
FAX982-7988へ

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。
◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

12月の各種健康相談

- ▼窓口健康相談（要予約）
20日（火）母子健康センター
40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。
- ▼高齢者健康相談
15日（木）南ヶ丘老人の家
22日（木）八寿園
26日（月）都老人の家・有都福祉交流センター
65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

※時間は午前9時30分～11時。都老人の家・有都福祉交流センターは午後1時30分～2時30分。
※窓口健康相談、高齢者健康相談の都老人の家・有都福祉交流センター実施分は事前に健康推進課へ予約を。

マタニティスクール

これからお父さん、お母さんになる人が対象。申し込みは電話で健康推進課へ（いずれも先着20組）

- パート1「デンタルケア&絵本」
▶12月1日（木）午後1時30分～4時、母子健康センター2階
- パート2「体調管理のコツと簡単レシピ（試食）&先輩ママとの交流会」
▶12月8日（木）午後1時30分～4時、文化センター3階第6講習室
- パート3「出産の準備と育児」
▶12月17日（土）午前9時30分～正午、母子健康センター2階
※次回は平成29年2月です。

休日応急診療所

☎983-3001
診療日 日曜日・祝日・年末年始
診療場所 八幡園内73-3（市役所北側）
診療科目 内科・小児科・歯科
受付時間 午前11時30分～午後5時30分
診療時間 午前～

小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。

- 男山病院（☎983-0001）
毎週金曜日（祝日、12月30日は除く）午後6時～翌朝8時
- 宇治徳洲会病院（☎0774-20-1111）
診療時間は直接病院へお問い合わせください。
- 田辺中央病院（☎0774-63-1111）
24時間365日

▶年末年始の業務案内について
年末年始の小児救急医療・休日応急診療所は3面の「年末年始の業務案内」に掲載しています。

小児救急医療電話相談

☎#8000 または ☎661-5596
小児科担当看護師や小児科医師が、休日・夜間の電話相談に応じます。
相談時間 午後7時～翌日午前8時
※土曜日は午後3時～翌日午前8時

12月の乳幼児健康診査・育児健康相談のご案内

事業名	会場	日程	受付時間	対象	1月の日程
4カ月児健康診査	母子健康センター	6日（火）	午後1時～2時	平成28年8月1日～8月20日生 平成28年8月21日～9月10日生	23日（月）
		26日（月）			
10カ月児育児健康相談 ※①	男山公民館	1日（木）	午前9時30分～10時30分	平成28年1月生 ※上記以外の乳幼児も希望があれば、当日母子健康手帳を持って直接会場へお越しください。計測・相談に応じます。（予約不要）	5日（木）
	母子健康センター	2日（金）			6日（金）
	美濃山コミュニティセンター	5日（月）			12日（木）
	橋本公民館	6日（火）			10日（火）
	子育て支援センター（男山指月）	7日（水）			11日（水）
	八幡人権・交流センター	9日（金）			13日（金）
	有都福祉交流センター	13日（火）			
1歳6カ月児健康診査	母子健康センター	14日（水）	午後1時～2時	平成27年5月17日～6月5日生	11日（水） 27日（金）
3歳児健康診査	母子健康センター	20日（火）	午後1時～2時	平成25年6月生	17日（火）
		21日（水）			18日（水）

※各健診の対象者には通知しています。
※①男山公民館・子育て支援センターには駐車場がありません。
【持ち物】母子健康手帳、質問用紙
【健診内容】身体計測、内科診察（健診のみ）、育児相談、発達確認をします。
◎1歳6カ月児健康診査では手作りおやつを試食があります。（協力：市食生活改善推進員協議会）
◎1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査は栄養相談、歯科健診（ブラッシング指導）があります。歯ブラシをお持ちください。
◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。



定期予防接種のお知らせ

持ち物：母子健康手帳、予診票
（必ず持参。持っていない人は健康推進課まで連絡ください）

B型肝炎予防接種が定期化されています
対象 平成28年4月1日以降生まれで生後1歳に至るまでの人には順次個別通知を行っています。※標準的な接種期間は生後2カ月～9カ月。

【集団接種】

種別	日時・場所	対象年齢・接種方法	次回の日程
BCG	12月13日（火）午後1時20分～2時20分 ＜母子健康センター＞	生後1歳に至るまでに1回 （標準的な接種期間：生後5カ月～8カ月に達するまで）	平成29年1月13日（金）

【個別接種（通年）】
対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

予防接種名	対象
ヒブ・小児用肺炎球菌、四種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ）、麻しん風しん混合（MR）、水痘ワクチン、二種混合（ジフテリア・破傷風）、日本脳炎（※①）、子宮頸がん予防ワクチン（※②）	

※①特例対象者（平成8年4月2日～平成19年4月1日生）に当てはまる人で日本脳炎の接種が完了していない人は、20歳未満の間に接種可能。
※②現在、積極的勧奨（個別通知）を行っていません。接種にあたってはその有効性及び副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

【注意事項】
◆接種の際は予診票が必ず必要です。通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は健康推進課まで申し込みください。（電話申込可）
◆市外での接種を希望する人は、2週間前までに健康推進課へご連絡ください。

離乳食教室

日時 12月8日（木）午後1時30分～4時
場所 文化センター3階第4、6講習室
定員 おおむね先着15組
持ち物 エプロン、手拭き、筆記用具、おむつ、ミルク、母子健康手帳
申込み 12月5日（月）までに電話で健康推進課へ（当日欠席のときは必ず連絡してください）。

市役所北側駐車場等の利用停止について

胃がん検診実施（12月中に5回予定）に伴い、検診車が停車するため、市役所北側駐車場と駐輪場の一部は終日利用できません。ご迷惑おかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願い致します。
12月の検診実施日 1日（木）、2日（金）、5日（月）、15日（木）、16日（金）

血糖値が高めの人の教室

日時 平成29年1月25日（水）午後1時30分～3時45分（受付は午後1時15分～）
場所 母子健康センター
対象 ①糖尿病について知りたい、予防したい人およびその家族、②健康診断等の結果でHbA1cが

5.6%以上の人およびその家族
定員 先着25人（定員になり次第締切）
内容 ①糖尿病予防について、②かしこい食べ方講座
持ち物 筆記用具、健康手帳（お持ちでない人は当日発行します）
申込み 平成29年1月10日（火）までに健康推進課へ

元気アップ体操教室

音楽体操、筋トレ、脳トレ、ストレッチ、体の動きをよくする体操など、動いて笑って、体と頭と心を元気にする運動教室です。平成29年1月から会場毎に週1回（同一曜日）開催。

参加費 1回500円（初回は参加費無料。10回セット3,500円）※別途、筋トレ用バンド代500円要。
その他 申込み不要。直接会場へお越しください。



	場所	開始日	時間
①	地域包括ケア複合施設YMBT	1月10日（火）	午後2時30分～4時
②	川口コミュニティセンター	1月11日（水）	午後2時～3時30分
③	山柴公民館	1月13日（金）	午後2時～3時30分
④	文化センター	1月16日（月）	午後2時30分～4時

サイバーホールで楽しむ子どもたち



ファミリープレイランド・2016

大型遊具で大はしゃぎ

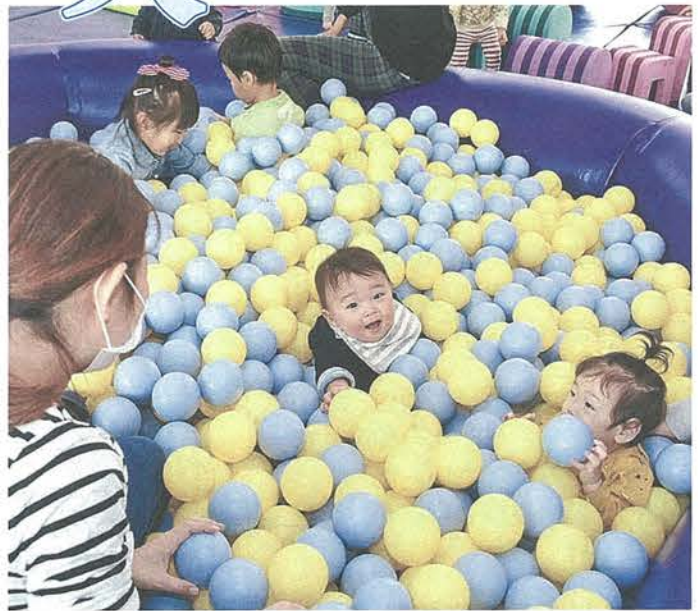
子育て支援センター「あいポケット」で、11月18・19日、「ファミリープレイランド・2016」が開催されました。

同イベントは、子どもの成長に大切な遊び体験を、親子で楽しみながら、親子同士も交流しながら、子育てへの意欲を高めてもらうことを目的とし、今年で3回目。2日間で324人の親子連れらが来場し、3つのコーナーに設置された、身体や手先を使って遊べる遊具を体験しました。

子どもたちは、からだ遊びコーナーでは、ボールプールに入り込んで遊んだり、組立遊びコーナーでは、磁石付のブロックを使って様々な組み合わせに挑戦したりしていました。

また、目玉となる大型の遊具が設置されたコーナーでは、筒状の大きなビニール「サイバーホール」の中に入り、全身を使って転がりながら前に進むなど、親や友だちと一緒に、大はしゃぎで楽しんでいました。

参加した藤井美杜ちゃん(1)の母親は、「とても良かったです。こんなに娘が遊ぶとは思いませんでした。特にトランポリンのような遊具が気に入ったみたいです」と笑顔で話していました。



ボールプールで遊ぶ子どもたち

慣れた手つきで硬貨を仕分ける女性会員たち



地域福祉に愛を寄付

八幡市老人クラブ連合会

八幡市老人クラブ連合会の会員が「1日1円」を合言葉に少しずつ貯めてきた「愛の貯金箱」の開封作業が11月21日、福祉会館で行われました。

愛の貯金箱は、昭和56年から続く活動で、今年で36回目。今年の2月に各会員宅に約5千箱が配布され、会員たちは、買い物のお釣りなどをコツコツと貯めてきました。

会場には会員約70人が、4つのテーブルに分かれて

「1日1円」合言葉に貯金

作業を開始。テーブル上には、開封された貯金箱から、次々と硬貨が積まれていき、見る見るうちに愛と善意の山に。

会員たちは、最も数の多い1円玉と、それ以外の硬貨を慣れた手つきで素早く仕分けし、袋詰めしていました。

市内7カ所の郵便局で集計された合計金額は、98万1千344円。全額が市に寄付され、地域福祉に役立てられます。

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。

パス！小学生16チーム熱戦 アタック!!

ドッジボール大会

さくら小学校グラウンドで、11月20日、「平成28年度ドッジボール大会」が開催され、市内の各小学校から低学年9チーム、高学年7チームが出場し、それぞれの部で優勝を目指し、熱い勝負を繰り広げました。

同大会は、ドッジボールを通じて他校との交流や、子どもたちの友情を深めてもらうことが目的。八幡市青少年育成指導委員会の主催で毎年行われてい

各チームの子どもたちは、トーナメント方式で対戦。外野とコート内のチームメイトが、素早いパス回しを行い、外野の両サイドからアタックするなどして、相手のすきを突く見事なプレーを見せていました。

決勝戦では、両チームのクラスメイトや保護者たちが、「行けー!」「頑張れー!」と、大きな声援を送る中、相手の投げたボールを近距離でキャッチしたり、ひらりとかわしたりするたびに、拍手や歓声が沸き起こっていました。



決勝戦で勝負を繰り広げる子どもたち

横断幕を掲げて行進する参加者たち



日本一安全・安心なまち目指して

約700人パレード

住民の防犯意識を高め、地域が一体となり、犯罪を防ごうと、「安全・安心のまちづくり」パレードが11月23日、八幡市民体育館を拠点に開催されました。参加者約700人が地域を行進し、啓発を行いました。

今年で13回目となる同パレードは、八幡市自治連合会の主催で、市内を6地域に分けて平成16年から毎年開催されています。出発前に行われた記念式典では、同連合

会会長の上原嘉昭さんが「パレードを継続していくことで、まちがより良くなっていくのではないかと思います。これからも、日本一『住んで良かったまち』・日本一『安全で安心なまち』を目指して頑張っていきます」とあいさつ。また、「安全・安心のまちづくり」に貢献された6人に感謝状が贈呈されました。

パレードでは、京都府警察の音楽隊や平安騎馬隊の先導に続いて、黄色の防犯ベストを着た参加者たちが「振り込め詐欺注意」や「暴力追放」といったプラカードを掲げ、約2.4kmを行進。防犯意識の向上を地域住民に訴えていました。